

雇児福発第 0629002 号の 2
平成 21 年 6 月 29 日
【一部改正】令和 3 年 12 月 24 日子家発 1224 第 1 号

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

標記については、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（平成 12 年 4 月 25 日 児発第 471 号厚生省児童家庭局長通知）により実施されているところであるが、今般、同通知の「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙 1 児童福祉行政指導監査事項 2 施設指導監査事項（2）児童福祉施設事項 第 1. 適切な入所者支援の確保 1. 入所者支援の充実の着眼点については、1（1）から（7）までのとおりより具体的な内容を示すので、これらの事項を参考にし適正な指導監査の実施を図られたく通知する。

また、児童福祉行政指導監査において、下記の 1（1）アからキまでにおける子どもの権利擁護に向けた取組みや（2）アからオまで及び（4）アなどに基づいた被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備状況について確認することに加え、指導監査時に被措置児童等虐待の端緒を把握する事案もあることから、その際に、2アからオまでに記載する被措置児童等虐待や不適切な取扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するための項目（チェックポイント）を勘案した上、必要に応じて、被措置児童等から聞き取りを行うなどして、被措置児童等虐待の有無の点検に努めること。

なお、個別の被措置児童等虐待と思われる事案を発見した場合は、届出受理機関に速やかに報告を行うとともに、児童相談所に協力を依頼するなどし、関係者に対する聞き取りや施設等に対し事実確認を求めるといった適切な対応を講じられたい。

今後とも、より一層の指導監査体制の充実をお願いする。

1 着眼点ごとの具体的内容

（1）「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について

ア 子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。

イ 個人情報の保護について十分配慮されているか。

- ウ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行う場合があることを、入所時に伝えているか。
- エ 施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているか
また、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明しているか。
- オ 苦情解決のための仕組みを設けて（窓口を設置する等）いるか。
- カ 苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。
- キ 苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。

(2)「懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等)防止に向けての取り組みが行われているか」について

- ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。
- イ 施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。
- ウ 施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。
- エ 施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されているか。
- オ 第三者評価を受審し、評価結果に基づいた改善計画が作成され、実施されているか。

(3)「個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか」について

- ア 基幹的職員を配置する等により、職員に対し子どもに対する支援の内容等に関する適切な指導（スーパーバイズ）が行われているか。また、職員の精神的負担を軽減するための助言等が行われているか。
- イ 子どもの状況に応じた指導方法の習得等について研修等を実施し、職員の援助技術の向上が図られているか。
- ウ 職員への就業規則、諸規程の周知は適切に行われているか。

(4)「施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか」について

- ア 懲戒に係る権限の濫用の禁止と施設内虐待の防止について、施設長として事件の発生を想定して具体的な対応策を定め職員に周知しているか。
- イ 個々の子どもに対する援助について、その課題、要因、今後の方針及び具体的内容について、ケース会議や職員の報告を通し、職員全員が共有していくように指導・助言を行っているか。
- ウ 施設における事件・事故の発生について、職員間の情報伝達、報告を速やかに行うよう徹底しているか。

エ 施設における指導や運営の方針について、施設全体が理解できるようにしているか。

オ 職員の勤務状況等の職員の状態を施設長（管理的立場にあるもの）が把握しているか。

(5) 「子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか」について

ア 入所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保・事故予防のための組織的体制が整備されているか。

イ 入所している子どもの病気・事故等に対応するための研修や、事件・事故予防のための研修等が行われているか。

ウ 事件・事故が起きた際の対応を具体化した危機管理マニュアルは作成されているか。

エ 事故防止のため危険箇所点検リストを作成し、定期的に施設内の安全点検を実施し、その記録は整備されているか。

(6) 「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について

ア 子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子どもに対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。

イ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行わなければならないとき、その適否を合議により判断し、指導の内容・方法・結果を記録にしているか。

ウ 家庭環境の調整、退所後の子どものアフターケアが適切に実施されているか。

(7) 「子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか」について

ア 子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との連絡・調整が適切に行われているか。

イ 子どもの指導・援助にあたって、学校、幼稚園、医療機関、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等との連携が適切に行われているか。

2 被措置児童等虐待の有無の確認

「被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないか（チェックポイント）」について

ア 第三者評価の利用者調査や苦情解決の窓口、意見箱に子どもからの被措置児童等虐待の訴えや意見が寄せられていないか。

イ 施設で備えるべき会議録や個人のケース記録、個別の事故報告等が適切に備えられているか。また、それらに被措置児童虐待に該当する事案や疑わしい事案が記載

されていないか。

ウ 施設外部の有識者等を加えた第三者委員において示された苦情解決案や助言に基づいた解決方策について、放置せず、適切に対応しているか。

エ 施設の決まり・規律として、個人の意見や権利を侵害するような過剰なルールや制限を課していないか。

オ 子ども間での暴力や性的問題行動について、放置せず、適切な措置を講じているか。